



鳥取県公報

平成14年6月28日(金)
号外第100号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(71) (環境政策課).....	3
	鳥取県衛生環境研究所管理規則(72)(＃).....	3
告 示	保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額(365)(健康対策課).....	15
	保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料及び手数料の額 (366)(＃).....	15

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県衛生環境研究所管理規則

1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県衛生環境研究所(以下「研究所」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 利用時間(第2条関係)

(1) 研究所の利用時間は、午前9時から午後5時までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(2) 知事は、(1)により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を研究所の施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

3 休所日(第3条関係)

(1) 研究所の休所日は、次のとおりとすることとした。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日(アに掲げる日を除く。)

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができることとした。

(3) 2(2)は、(2)により臨時に休所し、又は休所日に開所する場合についても同様とすることとした。

4 利用の申込み(第4条関係)

(1) 利用許可を受けようとする者は、利用申込書を知事に提出しなければならないこととした。

(2) (1)の利用申込書は、利用日の6月前から前日までの間に提出しなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

5 利用の通知等(第5条関係)

(1) 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に通知するものとする事とした。

(2) (1)による通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、当該通知を提示しなければならないこととした。

6 利用許可の変更(第6条関係)

- (1) 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。
- (2) 5は、(1)による利用許可の変更についても同様とすることとした。

7 利用の辞退の届出(第7条関係)

利用者は、研究所の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ利用辞退届出書を知事に提出しなければならないこととした。

8 施設設備の滅失等の届出(第8条関係)

利用者は、研究所の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

9 利用の終了の届出(第9条関係)

利用者は、研究所の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

10 使用料又は手数料の減免(第10条関係)

- (1) 条例の規定による使用料の減額又は免除は、次のアからオまでに応じ、それぞれに定めるところにより行うこととした。

ア 衛生環境に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき 使用料の免除

イ 児童若しくは生徒及びその引率者又は学生が、教育活動として使用するとき 使用料の免除

ウ 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

エ 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

オ その他県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため知事が特に必要があると認めるとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

- (2) 条例の規定による手数料の減額又は免除は、次のアからウまでに応じ、それぞれに定めるところにより行うこととした。

ア 県が実施するエイズ検診又は性感染症検診(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に係るものに限る。)に係る条例に規定する検査(以下(2)において「別表検査」という。)を行うとき 手数料の免除

イ 生活保護法の規定による生活保護を受けている者に係る別表検査を行うとき 手数料の免除

ウ 天災その他特別の事情があると知事が認めるとき 手数料の免除又は知事が別に定める額への減額

- (3) 条例の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料(手数料)減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

11 既納の使用料又は手数料(第11条関係)

- (1) 利用者が既に納めた使用料は、還付しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、知事は、それぞれに定める額を還付することができることとした。

ア 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 利用者が既に納めた使用料(以下「既納使用料」という。)の全額

イ 利用者が、利用日の7日前までに、7の利用辞退届出書を提出したとき 既納使用料の2分の1の額

ウ その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

- (2) 既納使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を知事に提出しなければならないこととした。

12 雑則（第12条関係）

この規則に定めるもののほか、研究所の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

13 施行期日等

（1）この規則は、平成14年7月1日から施行することとした。

（2）次に掲げる規則について所要の改正を行うこととした。

ア 現業職員の給与に関する規則

イ 鳥取県事務処理権限規則

ウ 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則

エ 鳥取県会計規則

オ 鳥取県収入証紙規則

規 則

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第71号

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行期日は、平成14年7月1日とする。

鳥取県衛生環境研究所管理規則をここに公布する。

平成14年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第72号

鳥取県衛生環境研究所管理規則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県衛生環境研究所（以下「研究所」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（利用時間）

第2条 研究所の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を研究所の施設内に掲示する等して周知しなければならない。

(休所日)

第3条 研究所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休所し、又は休所日に開所する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による利用申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、利用日の6月前から前日までの間に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の通知等)

第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号による利用通知書により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があったときは、当該通知を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第6条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による利用変更申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による利用許可の変更について準用する。

(利用の辞退の届出)

第7条 利用者は、研究所の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による利用辞退届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第8条 利用者は、研究所の施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第9条 利用者は、研究所の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料又は手数料の減免)

第10条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 衛生環境に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき 使用料の免除
- (2) 児童若しくは生徒及びその引率者又は学生が、教育活動として使用するとき 使用料の免除
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で使用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (5) その他県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため知事が特に必要があると認めるとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額

2 条例第8条の規定による手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め

るところにより行う。

(1) 県が実施するエイズ検診又は性感染症検診(淋菌感染症、梅毒及び性器クラミジア感染症に係るものに限る。)に係る条例別表第2の5の項に掲げる検査(以下この項において「別表検査」という。)を行うとき
手数料の免除

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている者に係る別表検査を行うとき
手数料の免除

(3) 天災その他特別の事情があると知事が認めるとき 手数料の免除又は知事が別に定める額への減額

3 条例第8条の規定による使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第5号による使用料(手数料)減免申請書を知事に提出しなければならない。

(既納の使用料又は手数料)

第11条 利用者が既に納めた使用料又は手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、それぞれ当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 利用者が既に納めた使用料(以下「既納使用料」という。)の全額

(2) 利用者が、利用日の7日前までに、第7条の利用辞退届出書を提出したとき 既納使用料の2分の1の額

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、様式第6号による使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研究所の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1の2(第2条の2関係) 給料の調整額の適用区分表			別表第1の2(第2条の2関係) 給料の調整額の適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
鳥取療育園	自動車整備士及び運転士	1	鳥取療育園	自動車整備士及び運転士	1
保 健 所	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	2	保 健 所	検査助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	2
衛 生 研 究 所	検査助手	2	衛 生 研 究 所	検査助手	2

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前											
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係) 個別事項に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長			知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長				
略										略											
環 境 政 策 課	二一五	略									環 境 政 策 課	二一五	略								
	二二六	鳥取 県衛生環境 研究所の設 置及び管理 に関する条 例(平成14 年鳥取県 例第9号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1	すべての事務																	
環 境 政 策 課	二二七	鳥取 県衛生環境 研究所管理 規則(平成 14年鳥取 規則第72号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1	すべての事務																	
	略										略										

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正)

4 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この項において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この項において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則</u>	<u>保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則</u>
(目的) 第1条 この規則は、鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第5条の規定に基づき、保健所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)第3条の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(使用料等の免除)	(使用料等の免除)

第2条 略

第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者に対しては、使用料等を免除する。

別表（第4条関係）

区分	金額
結核予防法（昭和26年法律第96号）による予防接種又は健康診断	略

第2条 略

2 知事は、平成13年6月1日から同年10月31日までの間において、エイズ検診に併せてC型肝炎検診を受ける者に対して、当該検診の実施に必要な検査等に係る使用料等を免除する。

第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者で福祉事務所長又は民生委員の証明のあるものに対しては、使用料等を免除する。

別表（第4条関係）

区分	金額
1 結核予防法（昭和26年法律第96号）による予防接種又は健康診断	略
2 1件20人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者の検査	腸内細菌培養検査 1人1検査につき 690円

（鳥取県会計規則の一部改正）

5 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
別表第1（第2条、第5条関係）	別表第1（第2条、第5条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県衛生環境研究所</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県衛生環境研究所	総務課長	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県衛生研究所</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県衛生研究所	総務課長	略	
機 関	職																
略																	
鳥取県衛生環境研究所	総務課長																
略																	
機 関	職																
略																	
鳥取県衛生研究所	総務課長																
略																	

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

6 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料 (1)~(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)第7条第2項の規定に基づく手数料</p> <p>(7)~(28) 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料 (1)~(4) 略</p> <p>(5) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)第2条の規定に基づく使用料及び手数料(同条例別表2の項から11の項までに規定する使用料及び手数料に限る。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7)~(28) 略</p> <p>2 略</p>

様式第1号(第4条関係)

鳥取県衛生環境研究所利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県衛生環境研究所を利用したいので、申し込みます。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場予定者数	人
冷・暖房の利用	有・無
会場責任者	(住所) (氏名) (電話番号)

様式第2号(第5条関係)

鳥取県衛生環境研究所利用通知書

第 号

住 所

(団体にあっては、所在地)

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあった鳥取県衛生環境研究所の利用については、次のとおりとしたので通知します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料	円(冷・暖房使用料は含まない。)
利用の条件	

様式第3号(第6条関係)

鳥取県衛生環境研究所利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあつては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県衛生環境研究所の利用を変更したいので、申し込みます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	変更の有無
催物の名称		
利用の目的 (催物の内容)		
利用施設		
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
入場予定者数	人	
冷・暖房の利用	有・無	
会場責任者	(住所) (氏名) (電話番号)	

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

様式第4号(第7条関係)

鳥取県衛生環境研究所利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県衛生環境研究所の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
辞退の理由	

添付書類 辞退に係る利用通知書

様式第5号(第10条関係)

鳥取県衛生環境研究所使用料(手数料)減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県衛生環境研究所の使用料(手数料)の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

催 物 の 名 称	
利 用 の 目 的 (催 物 の 内 容)	
利 用 施 設 又 は 試 験 検 査 の 内 容	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

注1 「使用料(手数料)」の部分は、該当するものを で囲むこと。

2 手数料の減免を申請する場合は、「利用施設又は試験検査の内容」及び「減免を必要とする理由」の欄のみ記入すること。

様式第 6 号 (第11条関係)

鳥取県衛生環境研究所使用料還付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(団体にあっては、所在地)

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県衛生環境研究所の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

通知の年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 料	納付年月日	年 月 日	領収書番号 第 号
	既納付額	円	
還付申請金額	円		
申請理由			
備 考			

告 示

鳥取県告示第365号

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の5の項金額の欄本文の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成14年7月1日から施行する。

平成14年鳥取県告示第213号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成14年6月30日限り廃止する。

平成14年 6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県保健所条例第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の5の項金額の欄本文の知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診療料に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 1 ツベルクリン反応検査 1検査につき218円
- 2 エックス線間接写真診断 1枚につき670円

鳥取県告示第366号

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第4条第2号ただし書及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の5の項金額の欄ただし書の規定に基づき、保健所の施設の利用若しくは保健所において行う業務又は衛生環境研究所において行う業務のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成14年7月1日から施行する。

平成元年鳥取県告示第466号（保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）は、平成14年6月30日限り廃止する。

平成14年 6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県保健所条例第4条第2号ただし書及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の5の項金額の欄ただし書の知事が定める額は、同号に規定する療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

